

## 第11章 市場単価方式

市場単価方式については、「平成29年度国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2 市場単価」によるものとする。

ただし、以下の工種については、平成30年5月以降も市場単価方式を継続して適用ものとし、諸物価本の「2017年 秋号」の市場単価を適用する。

- (1) 橋梁塗装工
- (2) 構造物とりこわし工
- (3) コンクリートブロック積工

また、インターロッキングブロック工については、以下の単価表を適用する。

### 1. 単 価 表

#### (1) インターロッキングブロック設置 100㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
インターロッキングブロック設置工	材工共	㎡	100	
敷 材 料	再生砂・空練モルタル普通・空練モルタル高炉・砂	㎡		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 特殊品を使用する場合は、設計単価から標準のブロック材料費を差し引き（設置手間のみ単価の算出）、特殊品の材料費を加算すること。

2. 敷材料は、再生砂・空練モルタル普通・空練モルタル高炉・砂のいずれかを選定し、計上する。

#### (2) インターロッキングブロック撤去 100㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
インターロッキングブロック撤去工	手間のみ	㎡	100	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して再利用する場合は、別途設置手間を加算して計上すること。設置手間については、インターロッキングブロック設置工の設置単価から標準のブロック材料費を差し引いて算出すること。

2. 再利用する場合の敷材料が必要な場合は、(1)単価表のとおりとする。